

(案)

厚生労働省発年〇〇〇〇第〇号

平成 23 年〇月〇日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働大臣 細川 律夫

厚生年金特例法に基づく総務省年金記録確認第三者委員会による意見（包括的意見）
を踏まえた年金事務所段階での記録回復について

年金記録回復の迅速化は重要な課題であることから、総務大臣に対して「厚生年金特例法に基づく総務省年金記録確認第三者委員会による意見について（依頼）」（平成 23 年 5 月 16 日厚生労働省発年 0516 第 3 号）により、総務省年金記録確認第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）がこれまでに厚生年金特例法第 1 条第 1 項に規定する場合に該当するとして提出してきた意見の積み重ねについて、年金事務所における実務上の実施可能性にも配慮しつつ類型化し、同項による厚生労働大臣への意見（包括的な意見）として示されるよう依頼したところ、平成 23 年 6 月 14 日付けで同大臣より、別添のとおり回答があったところである。

については、日本年金機構においては、下記の事項に留意しつつ、本回答を踏まえた必要な対応を適切に進められたい。

また、平成 23 年 6 月 14 日に第三者委員会より公表された「年金記録確認第三者委員会報告書—信頼回復へ向けたこれまでの活動と今後の課題—」において、「第三者委員会設置後に記録された新しい厚生年金の記録に関しても申立てがなされ、その大部分は記録訂正があっせんされている」と指摘されていることを踏まえ、新たな年金記録の誤りの発生を防止するために必要な措置を講じられたい。

記

- 「厚生年金特例法第 1 条第 1 項に規定する場合に該当する事案等に関する意見について（回答）」（総評相第 123 号）で示された厚生年金特例法第 1 条第 1 項に規定する場合に該当する事案等に関する第三者委員会の意見（以下「包括的意見」という。）を踏まえた業務実施要領を、年金記録回復委員会の助言を求めつつ速やかに作成し、年金局と協議の上、年金事務所等に周知すること。

2. 第三者委員会への申立て事案のうち、包括的意見に該当する申立て事案については、業務実施要領に則り、適正に記録訂正の可否を判断すること。
3. 包括的意見に該当する事案を速やかな記録訂正につなげるためには、従業員の記録確認の促進に向けた事業主及び事業所担当者の理解と協力が重要であることから、年金局と協力しつつ、包括的意見が作成された趣旨等について十分に周知すること。